

# 今後の津山市立小中学校の体制整備に関する基本方針（案）

令和4年12月23日

津山市教育委員会

全国的な少子化の中、本市においても児童生徒の長期的な減少傾向が予測され、学校の過小規模化に伴う様々な課題が生じることが懸念されている。本市では、過小規模校への対応を目的として、令和3年7月に学識経験者、町内会・PTA・青年会議所・学校関係者で構成する「津山市小中学校の将来構想検討委員会」を設置し、7回の審議の後、令和4年9月に同委員会から「津山市小中学校の将来構想について（提言書）」（以下「提言書」という）の提出を受けた。

津山市教育大綱（以下「大綱」という）、津山市第5次総合計画、津山市教育振興基本計画（第3期）（以下「基本計画」という）、津山市立学校の適正な規模や配置等に関する基本方針（平成22年6月策定）及び提言書を踏まえ、市立小中学校の過小規模化に伴う諸課題等に対し、本市の目指す学校教育を実現する体制整備の方策について方向性を示す「今後の津山市立小中学校の体制整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という）を策定する。

## 1 本市の目指す教育

本市では、大綱において、目指す人間像として、①自立（自立して、自己の将来を切り拓き、たくましく生きていけるひと）、②つながり（広い視野で人や地域とつながり、互いを認め合って生きていけるひと）、③郷土愛（ふるさとを愛し、津山人としての誇りを持って生きていけるひと）の三点を掲げ、これを踏まえて、「自立し 心豊かにたくましく 『つなぐ力』を育む」ことを教育基本理念として示している。

こうした教育を実現するためには、児童生徒の確かな学力を育成し、自己肯定感を醸成するとともに、不登校の児童生徒への対応を行うなど、様々な教育課題の解決を図っていく必要があり、このためには、提言書で指摘されたように、学校は、児童生徒が多様な考えに触れ、お互いを認め、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていける環境であることが望ましい。

このような魅力ある学校づくりのためには、学校において、児童生徒が様々な人と関わり学び合うことを通して、自分や他者の存在を認め合うことや、自分たちの活動によって社会や地域をつくっていくことに貢献できるような実感を持つことで、自己有用感や自信を持って、主体的に学べる場や機会を確保していくことが求められる。

また、上記のような教育課題の解決のためには、小学校と中学校とが連携し、いわゆる「中1ギャップ<sup>※1</sup>」を緩和するとともに、小学校と中学校との指導方法・指導体制の違い<sup>※2</sup>等を背景とした「学校文化」の違いを乗り越え、教員同士の指導観・教育観を共有することが重要であり、こうした小中連携の取組を推進するには、小中一貫型小学校・中学校化や義務教育学校化等による小中一貫教育の体制整備は有効な手段と考えられる。

※1 小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応を起すこと。

※2 例え、現在小学校では担任が多くの教科を受け持つ学級担任制であるが、中学校は教科ごとに担当教員が指導する教科担任制となっている。

## 2 体制整備の検討を行う要件

次のいずれかの状況が判明、あるいは想定される場合に体制整備の検討を行うこととする。

- (1) 市内の小中学校において、児童生徒数の減少に伴い、過小規模校（複式学級）となった場合、または、5か年間の将来推計から、過小規模校（複式学級）となることが想定される場合
  
- (2) 市内の小中学校において、学校の現況規模に関わらず、教育課題の解決に小中一貫教育を推進することが有効であると判断される場合、または、保護者等から、小中一貫教育による魅力ある学校づくりを進める要望がある場合

## 3 体制整備の方策

子どもたちの学びに与える影響を最優先に考えるとともに、地域の特性にも配慮しつつ、津山市内の中学校区を単位として検討を行うことを前提として、次の方策により体制整備を推進する。

#### (1) 過小規模校（複式学級）に係る方策

多様な他者との関わりの中での学び合いを実現するためには、一定の児童数を確保する必要があることから、近隣の小学校同士の統合を検討する。

併せて本市は、小中連携による学校づくりを推進していることから、当該学区の中学校との統合も検討する。

このことから過小規模校（複式学級）において協議を進める場合、次の3つの方策を検討することとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 中学校と複数の小学校の義務教育学校化</li><li>② 中学校と複数の小学校の小中一貫型小学校・中学校化</li><li>③ 近隣小学校同士の統合</li></ul> |
|--|

過小規模校（複式学級）の解消と小中一貫教育の推進を最も効果的に進めるためには、①の方策となるが、教職員組織や施設・設備の整備に要する時間・コスト・地域の実情に鑑み、②、③の方策も検討する。

#### (2) 小中一貫教育の実施を目指す学校への方策

学校の現況規模に関わらず、小中一貫教育の積極的な推進により、中1ギャップや、学校文化の違い等の課題解消を行い、小学校と中学校の連携による魅力ある学校づくりを進めるため、次の2つの方策を検討する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 中学校と単独（または複数）の小学校との義務教育学校化</li><li>② 中学校と単独（または複数）の小学校との小中一貫型小学校・中学校化</li></ul> |
|---|

## 4 検討の進め方（保護者・地域との協議）

体制整備の方策を決定するに当たっては、地域の関係者等の理解と協力を得ることが必要である。

従って、児童生徒、保護者、地域住民等に、学校の抱える課題等の現在の状況、将来の見通し、体制整備の方策のメリット・デメリット等を丁寧に説明し、意見を聴取するなど、十分な理解を得ながら検討を進めていくこととする。